

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称                                  | 工事種目          | 工事場所                        | 契約の相手方              | 契約金額<br>(税込) | 契約日        | 根拠法令                    | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---------------------------------------|---------------|-----------------------------|---------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 1   | 舞洲スラッジセンター汚泥ケーキ乾燥設備補修工事               | 09B:上下水道施設工事  | 此花区                         | 月島機械(株)             | 537,840,000  | 平成29年7月3日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 2   | 庭窪浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設監視制御設備外改造その他工事 | 09B:上下水道施設工事  | 守口市 東淀川区                    | (株)日立製作所            | 288,360,000  | 平成29年7月5日  | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 3   | 西淀川区民ホール冷温水機整備工事                      | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 西淀川区                        | (株)日立ビルシステム         | 10,476,000   | 平成29年7月10日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 4   | 天王寺区民センター空調用冷却塔修繕                     | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 天王寺区                        | 大都保全興業(株)           | 2,160,000    | 平成29年7月11日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 5   | 北区役所空調和機付属加湿器交換整備修繕                   | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 北区                          | 新晃アトモス(株)           | 2,322,000    | 平成29年7月13日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 6   | 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕                    | 09B:上下水道施設工事  | 平野区                         | (株)明電エンジニアリング       | 15,552,000   | 平成29年7月13日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 7   | 桜宮配水場超音波流量計整備修繕                       | 09B:上下水道施設工事  | 都島区                         | 向洋電機(株)             | 5,508,000    | 平成29年7月13日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 8   | 柴島浄水場外5か所水質計器整備修繕(その2)                | 09B:上下水道施設工事  | 東淀川区 鶴見区<br>守口市 寝屋川市<br>枚方市 | 向洋電機(株)             | 38,448,000   | 平成29年7月13日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 9   | 安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕                    | 09D:機械器具設置工事  | 中央区 西区                      | 三菱重工業メカトロシステムズ(株)   | 70,740,000   | 平成29年7月14日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 10  | 南大江保育所他1施設昇降機設備改修工事                   | 09A:昇降機設置工事   | 中央区                         | フジテック(株)            | 11,340,000   | 平成29年7月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 11  | 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕                  | 09B:上下水道施設工事  | 平野区                         | (株)マコト電気            | 3,564,000    | 平成29年7月26日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 12  | 庭窪浄水場かせいソーダ注入機操作盤外修繕                  | 09B:上下水道施設工事  | 守口市                         | (株)大同電機製作所          | 10,800,000   | 平成29年7月26日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 13  | 桜宮配水場回転速度制御設備整備修繕                     | 09B:上下水道施設工事  | 都島区                         | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 23,760,000   | 平成29年7月26日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 14  | 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕                    | 09B:上下水道施設工事  | 平野区                         | (株)産機テクノサービス        | 12,204,000   | 平成29年7月26日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 15  | 降雨量観測装置修繕                             | 09D:機械器具設置工事  | 港区、城東区、住之江区                 | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 30,132,000   | 平成29年7月26日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称                             | 工事種目         | 工事場所                   | 契約の相手方              | 契約金額<br>(税込) | 契約日        | 根拠法令                    | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------------------|--------------|------------------------|---------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 16  | 日本橋住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事          | 09A:昇降機設置工事  | 浪速区 東住吉区               | (株)日立ビルシステム         | 30,844,800   | 平成29年7月28日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 17  | 柴島浄水場オゾン設備整備修繕                   | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区                   | メタウォーター(株)          | 153,360,000  | 平成29年7月31日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 18  | 南港管路輸送施設中央監視制御設備改修工事             | 09D:機械器具設置工事 | 住之江区                   | 富士電機(株)             | 20,520,000   | 平成29年7月31日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 19  | 加美北第2住宅(1号館)昇降機設備改修工事            | 09A:昇降機設置工事  | 平野区                    | 日本オーチス・エレベータ(株)     | 29,052,000   | 平成29年8月1日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 20  | 井高野住宅(2~4号館)外3住宅昇降機設備改修工事        | 09A:昇降機設置工事  | 東淀川区 住吉区<br>平野区        | 日本エレベーター製造(株)       | 149,040,000  | 平成29年8月1日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 21  | 井高野第6住宅(11・12号館)外2住宅昇降機設備改修工事    | 09A:昇降機設置工事  | 東淀川区 鶴見区<br>平野区        | 三精テクノロジーズ(株)        | 79,488,000   | 平成29年8月3日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 22  | 柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良に伴う既設高圧配電設備外改造工事 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区                   | メタウォーター(株)          | 16,416,000   | 平成29年8月3日  | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 23  | 諸口住宅(5・6号館)外1住宅昇降機設備改修工事         | 09A:昇降機設置工事  | 鶴見区 平野区                | フジテック(株)            | 62,640,000   | 平成29年8月7日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 24  | 大野下水処理場配電盤外機能追加工事                | 09B:上下水道施設工事 | 西淀川区                   | (株)安川電機             | 31,860,000   | 平成29年8月8日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 25  | 中浜下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事         | 09B:上下水道施設工事 | 城東区、西成区、淀川区、西淀川区、東淀川区、 | 東芝インフラシステムズ(株)      | 200,340,000  | 平成29年8月9日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 26  | 千島下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事         | 09B:上下水道施設工事 | 大正区、港区、城東区             | (株)明電舎              | 184,680,000  | 平成29年8月9日  | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 27  | 高見住宅(41・44号館)昇降機設備改修工事           | 09A:昇降機設置工事  | 此花区                    | 三菱電機ビルテクノサービス(株)    | 47,520,000   | 平成29年8月10日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 28  | 住之江下水処理場消化槽加温用温水機改良工事            | 09B:上下水道施設工事 | 住之江区                   | (株)高尾鉄工所            | 10,972,800   | 平成29年8月10日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 29  | 北部方面管理事務所管内緊急工事(29-1)            | 01:土木工事      | 東淀川区                   | コーセン建設(株)           | 11,761,200   | 平成29年8月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第5号    | K8                   | -   |
| 30  | 都島区役所非常用発電設備操作パネル等修繕             | 04:電気工事      | 都島区                    | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 1,836,000    | 平成29年8月17日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称                         | 工事種目          | 工事場所            | 契約の相手方            | 契約金額<br>(税込) | 契約日        | 根拠法令                    | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|------------------------------|---------------|-----------------|-------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 31  | 加島南第2住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事    | 09A:昇降機設置工事   | 淀川区 城東区 住吉区 平野区 | 東芝エレベータ(株)        | 156,600,000  | 平成29年8月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 32  | 長居配水場真空遮断器修繕                 | 09B:上下水道施設工事  | 東住吉区            | 東芝インフラシステムズ(株)    | 2,613,600    | 平成29年8月23日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   | -   |
| 33  | 平野下水処理場汚泥溶融炉脱臭用自動給水装置修繕      | 09B:上下水道施設工事  | 平野区             | (株)産機テクノサービス      | 2,376,000    | 平成29年8月25日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 34  | 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備改良工事        | 09B:上下水道施設工事  | 此花区             | (株)日立製作所          | 135,540,000  | 平成29年8月29日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 35  | 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕      | 09B:上下水道施設工事  | 平野区             | 兵神装備(株)           | 4,428,000    | 平成29年8月29日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 36  | 大阪市役所本庁舎地下1階南西側重量シャッター修繕     | 14L:建具工事      | 北区              | (株)LIXIL鈴木シャッター   | 2,991,600    | 平成29年9月11日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 37  | 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕         | 09B:上下水道施設工事  | 此花区             | 東芝インフラシステムズ(株)    | 31,104,000   | 平成29年9月12日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 38  | 大阪市中心卸売市場本場市場西棟熱源機器補修工事      | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 福島区             | 川重冷熱工業(株)         | 4,190,400    | 平成29年9月13日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 39  | 大阪市中心卸売市場南港市場本館棟その他冷凍機設備改修工事 | 09D:機械器具設置工事  | 住之江区            | (株)ダイキンアプライドシステムズ | 9,633,600    | 平成29年9月27日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |
| 40  | 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ外修繕      | 09B:上下水道施設工事  | 此花区             | 兵神装備(株)           | 11,556,000   | 平成29年9月28日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   | -   |

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

舞洲スラッジセンター汚泥ケーキ乾燥設備補修工事

### 2 契約相手方

月島機械（株）

### 3 随意契約理由

今回補修工事を行う汚泥ケーキ乾燥設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを蒸気により乾燥し、乾燥汚泥にするための設備であり、汚泥溶融炉施設を構成する設備である。

現在、4号汚泥溶融炉施設において、乾燥設備の構成機器が著しく損傷し、運転に支障を来している。

本機器が稼働しなければ、乾燥汚泥を溶融炉施設に供給することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために補修する必要がある。

本設備は、月島機械（株）が設計製作及び施工したものであり、乾燥機本体と多くの機器及び補機類で構成されおり、汚泥ケーキ乾燥設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要である。また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者は月島機械（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

庭窪浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設監視制御設備外  
改造その他工事

## 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

## 3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場施設運転用自家発電設備設置、柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良及び柴島浄水場各種計測設備改良並びに庭窪浄水場各種計測設備改良に伴い、庭窪浄水場の監視制御設備、高圧配電設備及び柴島浄水場の浄水管理設備、総合水運用システムの改造を行うものである。

これらの機器は(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀川区民ホール冷温水機整備工事

### 2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、西淀川区民ホールに設置されている冷温水機における構成部品の取替、試運転調整等を行うものである。

当該機器については、(株)日立製作所が製造したものであり整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

なお、(株)日立製作所大型冷凍機の製作は、会社の分割・統合等を行った結果、現在は日立ジョンソンコントロールズ空調(株)が行っているが、保守・修理の業務を行っているのは日立ビルシステムであることから、本工事を実施できるのは、日立ビルシステムのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課 (電話：06 - 6633 - 2327)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

天王寺区民センター空調用冷却塔修繕

### 2 契約の相手方

大都保全興業(株)

### 3 随意契約理由

現在天王寺区民センターに設置されている空調用冷却塔は羽根の破損が原因で作動しない状況にある。

当該機器については、日本スピンドル製造(株)が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、日本スピンドル製造(株)のみであるが、同社製の当該設備については、大都保全興業(株)に運用保守の委任がされていることから、大都保全興業(株)と契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

天王寺区役所 市民協働課 (電話番号 06-6774-9913)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北区役所空気調和機付属加湿器交換整備修繕

### 2 契約の相手方

新晃アトモス㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、北区役所に設置されている空気調和機の付属設備である加湿器の交換整備等をするものである。

北区役所庁舎に設置している空気調和機は新晃工業株式会社製であり、空気調和機の付属設備である加湿器についても同社が設置している。

加湿器の設置・整備にあたっては、同社の専門知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品類も同社のみが製造している。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本件業務を実施できるのは、新晃工業株式会社のサービス部門として分社化された新晃アトモス株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

北区役所総務課（電話番号 06-6313-9625）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング 大阪営業所

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

桜宮配水場超音波流量計整備修繕

### 2 契約の相手方

向洋電機（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、桜宮配水場に設置している超音波流量計の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該超音波流量計は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機（株）の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に承継されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス（株）より修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外5か所水質計器整備修繕（その2）

### 2 契約の相手方

向洋電機（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、東淀川浄水場、城東配水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場及び体験型研修センターに設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機（株）の当該修繕業務は、横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス（株）より当該水質計器の修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南大江保育所他1施設昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

フジテック(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、南大江保育所他1施設昇降機設備の一部である制御盤等の交換及び試験調整を行い、機能回復を図るものである。

当該昇降機設備については、フジテック(株)が独自技術により開発、製造及び施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、フジテック(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場、汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場かせいソーダ注入機操作盤外修繕

### 2 契約の相手方

(株)大同電機製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置しているかせいソーダ注入機操作盤外の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)大同電機製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、(株)大同電機製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号 06-6907-4473)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

桜宮配水場回転速度制御設備整備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、桜宮配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

降雨量観測装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難である。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

日本橋住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

南港管路輸送施設中央監視制御設備改修工事

### 2 契約の相手方

富士電機(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、南港管路輸送施設の廃止をするあたり、中央監視制御設備の改修を行うものである。

本工事で改修する中央監視制御設備は、富士電機(株)が設計、製作したものであり、改修には当該設備の機能を保障させながら、南港管路輸送施設の運転制御に必要な自動運転回路等を変更する必要がある。また、当該設備を使用しながら改修するためには、既設設備の設計・製作者以外では、トラブルが生じた場合に責任の所在が不明確になること、改修後の監視制御設備の機能について、責任の一貫性を持たせる必要があることから、本工事を既設設備の設計・製作者である富士電機(株)に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号 06-6630-3409)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

加美北第2住宅(1号館)昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

井高野住宅(2~4号館)外3住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

井高野第6住宅(11・12号館)外2住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良に伴う既設高圧配電設備外改造工事

## 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良に伴い、柴島浄水場の高圧配電設備及び運転操作設備の改造を行うものである。

これらの機器はメタウォーター（株）が独自に設計、製作したハードウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者であるメタウォーター（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのはメタウォーター（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

諸口住宅(5・6号館)外1住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

フジテック(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1 工事名称： 大野下水処理場配電盤外機能追加工事

2 契約相手方： (株)安川電機

3 随意契約理由：

本工事は、大野下水処理場で別途施工される機械工事等に伴い必要となる制御機能などを、既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)安川電機が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切り替えが必要であり、切り替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

## 随意契約理由書

1 工事名称： 中浜下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由：

本工事は、中浜下水処理場外9か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切り替えが必要であり、切り替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7898）

## 随意契約理由書

1 工事名称：千島下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）明電舎

3 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外2か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切り替えが必要であり、切り替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7893）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高見住宅(41・44号館)昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルテクノサービス(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては三菱電機ビルテクノサービス(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

住之江下水処理場消化槽加温用温水機改良工事

## 2 契約の相手方

(株)高尾鉄工所

## 3 随意契約理由

今回改良する温水機は、消化槽を加温するための設備であるが、本設備は設置後 10 年以上経過し温水機を構成する煙管等が損傷し性能が著しく低下し運転に支障をきたしているため改良を行うものである。

本設備は、(株)高尾鉄工所が設計製作したもので、製作会社が保有する設計製作図面に基づく煙管等の製作、取替並びに取替後の燃焼調整等独自の技術が必要である。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
以上のことから、本改良を行える業者は、(株)高尾鉄工所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

29

## 緊急随意契約依頼書

平成 29 年 8 月 8 日

契約管財局長様

建設局長

(担当:下水道河川部管渠担当課長)

次のとおり随意契約をお願いします。

契約相手方:コーセン建設(株)

工事名称:北部方面管理事務所管内緊急工事(29-1)

随意契約理由:

本件は、下水道管の老朽化に伴い地盤の陥没事故が発生したため緊急復旧する工事である。この事象により下水道管路において、現場上流部の井高野地区、相川地区からの下水の流下機能が著しく低下しているため、至急機能改善を施す必要があります。あわせてこの道路陥没により幅員 5.0m の道路のうち約 4.0m が陥没しその周辺も一部空洞化していることから通行止めの措置を行っていますが、本道路は、神崎川から一般公道への接続道路でもあることから歩行者・自転車等の利便性も多く市民の生活道路としても重要であるため早期の開放が必要である。

このため、上記業者は、現在、北部方面管理事務所管内で同種工事を施工中であり、かつ迅速に資機材の調達及び施工体制を確保できることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するため、上記業者に随意契約するようお願いします。

当初、今回の事象については、一般的な陥没事象と同様に下水道管上部にできた損傷個所の補修を行い仮復旧にて即時解放するものと考えていましたが、陥没箇所の安全が確保された段階で詳細調査したところ下水道管の損傷個所が複数あり、下水道管全体にわたり損傷劣化していることから、一般的な陥没事象と違い予想以上に陥没範囲が大きいことが判明しました。これにより部分的な補修ではさらなる道路陥没を引き起こすことから、緊急措置として下水道本管の布設替えが必要であると判断いたしました。あわせて本下水道管路は、井高野地区並びに相川地区からポンプ運転による圧力で下水が送水され、本陥没事象箇所において、一般管路へ圧力下水が開放される特有かつ重要な箇所である。下水道管理者としては、前記述のとおり一般管路へ圧力開放される箇所において、下水が飛散する状態を残置したままでの開放ができないことと市民生活に影響を与えないよう下水の送水機能の改善を早急に復旧する必要があります。

また、緊急的に現場を保全する必要に伴い、文書による指示書を至急発行する必要がありましたが、当日は休日のため本局等への連絡が取れない状況であり、当該現場状況、概算金額が不明確であったものの緊急措置として局専決契約(700万円



以下)の事務手続きに基づき指示書の発行をせざる得ない状況でした。上記のとおり現地状況が把握できるにあたり、局専決契約での規模を超えることとなったため、契約管財局へ契約締結の請求を行うものです。

なお、当局においては緊急時における施工指示の決定は、課長専決の取扱として課長名で発行しております。また、本件は緊急復旧工事であるため、道路本復旧工事については、本件工事施工完了後にあらためて契約締結の請求を行う予定です。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 工事場所 | 東淀川区南江口1丁目1・2番地 |
| 工事内容 | 土工事 管布設 舗装復旧    |
| 工期   | 契約日から平成29年8月31日 |

## 随意契約理由書

1. 案件名称

都島区役所非常用発電設備操作パネル等修繕

2. 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング㈱

3. 随意契約理由

本修繕は、都島区役所設備棟に設置されている非常用発電設備の制御盤及び消耗部品の取替を行うものである。

当該発電設備については、三菱電機㈱製であり、メーカー保守については三菱電機プラントエンジニアリングにより行われている。

修繕にあたっては、メーカー保守業者のみが有する当該設備に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、これを正確に行わなければ本来の耐用年数や安定運転の確保が出来ない恐れがある。

また、既存部分との施工責任の一元化を図る必要がある。

以上の理由により、上記業者との随意契約を行うこととする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

都島区役所総務課（庶務） 電話番号：06-6882-9625

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

加島南第2住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長居配水場真空遮断器修繕

## 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している真空遮断器の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 東芝が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、(株) 東芝の当該設備に係る事業は平成19年度以降、東芝電機サービス(株) に業務移管されている。さらに、平成29年7月1日付で東芝電機サービス(株) から東芝インフラシステムズ(株) に社名変更をされたため、本修繕ができる業者は東芝インフラシステムズ(株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

- 1 修繕名称 平野下水処理場汚泥溶融炉脱臭用自動給水装置修繕
- 2 契約相手方 (株)産機テクノサービス
- 3 随意契約理由 今回修繕する脱臭用自動給水装置は、平野下水処理場汚泥溶融炉において生物脱臭設備に下水二次処理水を供給する装置である。  
今般、当該装置の水中ポンプが絶縁低下を起こし、かつ、その制御回路の部品が損傷していることが判明し、現状のままでは装置の運転に支障を来しているため、修繕する必要がある。  
本設備は(株)日立製作所が設計製作したもので、修繕については同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
したがって、製作会社から電気設備の保守サービス業務を移管されている上記業者へ随意契約方依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課 (TEL: 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲スラッジセンター脱水系電気設備改良工事

## 2 契約相手方

(株) 日立製作所

## 3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある脱水系電気設備を改良するものである。

本工事で改良する既設脱水系電気設備は、(株) 日立製作所が設計製作したものであり、電気設備を動作させるソフトウェアは、製作会社独自のプログラム言語で製作されており、電気設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは(株) 日立製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由 今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥機に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。  
本ケーキ移送ポンプは兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術が必要とし、また取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本修繕を行えるのは兵神装備（株）のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課  
(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市役所本庁舎地下1階南西側重量シャッター修繕

### 2 契約の相手方

(株) LIXIL鈴木シャッター

### 3 随意契約理由

本修繕は、車両が大阪市役所本庁舎地下1階南西側重量シャッターに衝突したことにより破損したため、当該シャッターの修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該シャッターは、鈴木シャッター工業株式会社が設計製作・設置したものであり、同社制作の本庁舎地下階西側シャッター（計2台）を防災センター内操作盤にて一括操作及び制御を行っている。修繕にあたっては、制作会社独自の部品が必要であり、また、試験調整により機器の動作確認など、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要であり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

なお、鈴木シャッター工業株式会社は平成13年4月トステム鈴木シャッターに商号変更、平成22年4月株式会社LIXIL鈴木シャッターが設立され、事業継承されている。

以上のことから本修繕が行える株式会社LIXIL鈴木シャッターを特名とし、随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）



## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備（受変電設備及び監視制御設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は日常運転における重要な動力源の確保と、高い信頼性維持のため、また、監視制御設備は日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株) 東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス (株) に継承し、同日の平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステム (株) に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ (株) のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場西棟熱源機器補修工事

### 2 契約の相手方

川重冷熱工業(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、市場西棟に設置している熱源機器（ガス吸収式冷温水発生機）RB-1の補修工事を行うものである。

当該機器については、すべて川重冷熱工業(株)が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては川重冷熱工業(株)を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、集中冷暖房用熱源機器（ガス吸収式冷温水発生機）の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは川重冷熱工業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 本館棟その他冷凍機設備改修工事

## 2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

## 3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉を冷却するための冷却設備を構成する基幹機器である冷凍機の取り替え並びに作動流体の回収及び再充填を行うとともに、冷却設備全体の試運転調整を実施するものである。

南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称：

舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ外修繕

## 2 契約相手方：

兵神装備㈱

## 3 随意契約理由：

今回、修繕を実施する脱水機汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備であり、また、高分子注入ポンプ設備は遠心脱水機に高分子凝集剤を注入するための設備である。

本修繕はこれらのポンプ設備の回転部分等が長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等により、磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備㈱が設計製作したもので、取替部品においては、他社では制作しておらず独自に設計した技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

## 4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)